

第2回碧南市都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 平成29年12月21日（木）午前10時から
- 2 場 所 碧南市役所 7階 議員大会議室
- 3 出席委員 鈴木並生 三島孝二 石川武範
加藤浩孝 鳥居勝行 石附満江
小野博之 石井 拓 磯貝明彦
加藤厚雄 小池友妃子 林田 要
神谷 悟 鏑本達朗 野々山弘紀
竹内英樹（代理 伊藤 宏）
以上16名（敬称略）
- 4 出席職員 ○事務局
建設部長 中村正典
都市計画課 課長 亀島弘樹 主幹 野本敬弘
課長補佐 小笠原康夫 係長 石川 仁
主事 村松庄佑
○議案提出課
開発水道部長 黒田敏裕
下水道課 課長 山田勇樹
課長補佐 長谷川和幸 係長 牧 勝彦
- 5 傍聴者 2名
- 6 会議次第および資料 議事録末尾に添付
- 7 審議内容

ー 開会時間 午前10時00分 ー

○建設部長

おはようございます。

定刻より少し前ではございますが、ただ今より平成29年度第2回碧南市都市計画審議会を開催いたします。

私は本日の進行を務めさせていただきます、建設部長の中村でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、先日配布いたしました次第に沿って進めさせていただきますと存じます。

始めに、次第1「開会成立宣言」について事務局より報告してください。

○事務局

ご報告申し上げます。本日の会議の出席委員は、16名であり、定数委員16名の過半数に達していますので、碧南市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。

○建設部長

それでは、議案の審議に入ります。

当審議会の取りまとめの議長は審議会条例第5条第3項の規定により会長と定められておりますので、この先の議事の進行につきましては会長にてよろしくお願いいたします。

○会長

本日は、平成29年度第2回碧南市都市計画審議会の開催に当たりまして、年末の大変お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日の議案は下水道の案件であります。碧南市の下水道人口普及率は平成28年度末で73.7%、愛知県全体の普及率は77.2%とお聞きしております。水に囲まれた碧南市において水質の環境保全は重要なことでございます。適正かつ迅速な整備を推進していただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これより審議に入りますが、委員の皆様には、議事が円滑に進みますようご協力をお願いします。

なお、本日の議事録署名は小野博之委員と鳥居勝行委員にお願いします。

それでは、議案第1号「西三河都市計画下水道の変更（案）（碧南市決定）」について説明をお願いします。

○下水道課長

それでは、「議案第1号 西三河都市計画下水道の変更（案）（碧南市決定）について」を、ご説明申し上げます。

1の変更の理由でございますが、本市の下水道事業は、かつては都市下水路整備を中心に行ってまいりましたが、昭和63年に矢作川・境川流域下水道、衣浦東部処理区の流域関連公共下水道として公共下水道基本計画の策定並びに都市計画決定の変更を行っており、以後今日まで汚水及び雨水の一体的整備を鋭意努めてきたところでございます。

今回、上位計画であります県の矢作川・境川流域下水道、衣浦東部処理区全体計画の変更に伴いまして、本市の公共下水道事業全体計画の見直しを行い、下水道計画区域の変更を行うものでございます。

なお、市全域における汚水処理は、碧南市汚水処理適正構想にて、下水道又は浄化槽で処理する区域に区分しており、下水道で処理する区域を下水道計画区域として位置付けております。

2の変更内容につきましてご説明いたします。

名称は碧南公共下水道で、処理面積は、変更前1,610.2haに対し、変更後1,611.1haで0.9haの増となるものです。

汚水については、現行の計画区域周辺で既に下水道が整備されている区域を排水区域に追加し、経済性検討の結果、個別処理である浄化槽の方が有利となる区域は排水区域から削除します。

雨水については、汚水、雨水の一体的整備の観点から、汚水の排水区域と整合を図るよう変更するものであります。

3の変更箇所は記載のとおりで、その箇所図を3ページに汚水、4ページに雨水を掲載してございます。なお、変更箇所は汚水、雨水、同様でございます。

3ページをお開きください。図面の凡例の説明をいたします。

黒色の線で囲まれた区域が下水道計画区域で、赤色で着色されているところが追加となる箇所、黄色で着色されているところが削除となる箇所であります。図中にあります番号は、1ページの表にある番号の箇所を表示してございます。

1ページにお戻りください。

3 の変更箇所につきましては、番号を 1 番から 8 番まで付してございまして、区域名は汚水が処理分区、雨水が排水区となっております。

区分は追加と削除となっており、追加の主なものは 5 番の「水源公園」、6 番の「介護施設」、8 番の「児童養護施設」で、その他の 1 番～3 番、及び 5 番のうち 3、4 ページの図面で丸の中の上の方にある小さい赤色の点の箇所は、下水道区域に隣接する家屋を追加するものです。

削除といたしましては、4 番と 7 番で家屋が既に整備した区域から離れているため区域外とするものです。

面積内訳につきましては記載のとおりでございます。なお、1 番、2 番の面積が 0 ha なのは、0.1ha 未満の端数処理のためです。

2 ページをお開きください。

4 の都市計画の経緯ですが、愛知県との事前協議書を平成 29 年 8 月 15 日に提出し、回答を 9 月 15 日に頂きました。

同日、市議会経済建設部会に報告し、案の縦覧を 11 月 7 日から 11 月 21 日までの 2 週間行いました。案の縦覧結果でございますが、縦覧者数は 1 名で、意見書の提出はございませんでした。

本日、碧南市都市計画審議会にお諮りし、今後の予定は、平成 30 年 1 月中旬に知事協議を申請し、回答を平成 30 年 1 月下旬に頂き、効力発生の変更告示につきましては、平成 30 年 1 月下旬を予定しております。

以上簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○会長

議案の説明が終わりました。

それでは、審議に入ります。

議案第 1 号「西三河都市計画下水道の変更（案）（碧南市決定）について」ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○加藤厚雄委員

削除された所で変更の理由も聞きましたし、そこを使用する家屋が離れていると聞きましたが、計画案から削除された所で影響がある家屋は何世帯くらい

ありますか。

○下水道課長

2世帯でございます。

○加藤厚雄委員

4、7番合計で2世帯なのか、それぞれなのか。

○下水道課長

合計です。

○磯貝明彦委員

その関連でお聞きしますが、4、7番は計画内に入っていたのを削除することですので、今現在は、計画内に入っていたから合併浄化槽という形になっていることを確認します。

○下水道課長

単独浄化槽です。

○磯貝明彦委員

単独浄化槽であるならば、これから計画区域を外れると将来は、合併浄化槽に変える形になると思いますが、その場合区域外だから補助金は出ますか。

○下水道課長

下水道区域外になりますので合併浄化槽の補助金は出ます。

○磯貝明彦委員

合併浄化槽の補助金は、国の補助金と市の補助金がありますが補助金合わせると設置費用に対してどのくらいのパーセンテージの補助金になるのか分かりますでしょうか。

○下水道課長

所管課でありませので、申し訳ございませ。環境課の補助金でございます。

○磯貝明彦委員

2世帯の方には、説明は済んでいますか。

○下水道課長

説明は済んでございます。

○会長

他にご質問等はございませんか。

他にご意見もないようですので、議案第1号「西三河都市計画下水道の変更(案)(碧南市決定)について」は、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

賛成される方は挙手をお願いします。

【挙手全員】

○会長

ありがとうございました。全員のご賛成をいただきました。よって原案どおり承認することといたします。

本日の予定の議題は以上です。次に、その他で「震災復興都市計画について」事務局から説明をお願いします。

○都市計画課長

「震災復興都市計画について」、都市計画課より、情報提供をさせていただきます。

右肩、「資料1」のA3版の資料をご覧ください。

今回の情報提供の趣旨は、災害により大規模に被災した場合、まちを復興していく過程において、都市計画に関する手続きが必要となり、都市計画審議会委員の皆様にも、ご協力いただく必要がございますので、あらかじめ、知っておいていただきたい、ということでございますので、よろしくお願いいたします。

では、はじめに、資料左側の、①の震災復興都市計画とは、でございますが、資料に記載の通り、「地震の発生により都市基盤が未整備な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、関係法令に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進めるもの」でございます。

次に、②の愛知県の取組、でございますが、平成 15 年度に「震災復興都市計画の手続き」が策定されていましたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災における都市復興の状況や手続きにおける課題等を踏まえ、平成 24 年度に、手続き内容の拡充を図った手引きの“手続き編”及び“計画編”が策定されております。

手引きでは、被災後の混乱の中、できるだけ速やかに復興計画を作成することと併せ、住民との合意形成を十分に図る、という相反する命題を実務上の課題とし、これに対応するためには、事前復興計画の取組を進めておくことが重要としております。

平成 26 年 3 月に策定された「事前復興の取組に関するガイドライン(案)」は、市町村において、事前復興の取組が促進されるよう策定されたものであります。また、平成 26 年度からは、「震災復興都市計画模擬訓練」が実施され、碧南市においても、棚尾地区の一部を対象として、模擬訓練を実施したところでございます。

平成 28 年 3 月には、地域住民とともに「模擬訓練」に取り組めるよう、「事前復興まちづくり模擬訓練プログラム(全体版)」が策定されております。

また、平成 29 年 3 月には、「震災復興検討地区カルテ作成要領(案)」が策定され、県内市町村において、発災直後の被災状況の把握や復興地区区分の検討に活かせるよう、震災復興都市計画の対象となり得る地区を抽出し、平時の地区情報をまとめた震災復興検討地区カルテの作成を進めているところでござ

います。

ただいまご説明しました愛知県の取組の概要については、欄外で紹介しております。

また、手引き等について、愛知県建設部都市計画課のホームページでご覧いただくことができます。

続きまして、③の震災復興都市計画の主な手続き、でございますが、

こちらは、震災後の時系列に沿って、県と市における主な手続きを整理したもの、でございます。

発災後3日目までの“初動”においては、県と市の各々が初動体制を確立し、被災情報等の収集を行い、国も含めて連絡・調整を行ってまいります。

発災後2週間までの“第1段階”においては、市は、応急危険度判定調査や現地の目視補足調査の結果をもとに、被害概況の区分と復興地区区分の検討を行い、比較的広い範囲で面的に被災し、かつ、都市基盤を整備することが必要な地区で重点的かつ緊急にまちづくりを行うことが適切な地区を「重点復興地区」とし、建築基準法第84条の規定に基づく第一次建築制限区域（案）を発災後10日以内に県に申出、県は14日以内に第一次建築制限区域の指定を行ってまいります。第一次建築制限の期間は、最長で発災後2ヶ月間とされています。

この後、“建築制限”という言葉が何度か出てまいります。目的は、被災後の家屋等の応急復旧が、以後の復興都市計画事業の支障とならないようにするため、ということでございます。

また、県と市は、発災後14日以内に都市復興の理念や目標などの大まかな方向性を示した「都市復興基本方針」の策定と公表を行ってまいります。

発災後2ヶ月以内の“第2段階”においては、市は、発災後1ヶ月以内に、建物被害認定調査の結果を活用するなど被害状況を詳細に把握し復興地区区分の再検証を行ってまいります。

県と市は、発災後2ヶ月以内に都市復興の骨格部分の考え方を示した「都市復興基本計画（骨子案）」の策定と公表を行ってまいります。

また、市は、発災後2ヶ月以内に、復興地区区分などの精査を行った上で、被災市街地復興特別措置法（第5条）に基づく「被災市街地復興推進地域」を

都市計画決定し、第二次建築制限を行ってまいります。第二次建築制限の期間は、最長で発災後2年間とされています。

この市が定める都市計画決定は、市都市計画審議会での審議が必要となってまいります。被災後の審議会の開催は、委員の出席や開催場所の確保など課題があり、平時において検討していくことが求められております。今後、考えていきます。

発災後6ヶ月以内の“第3段階”においては、県と市は、復興都市計画事業の都市計画決定に先立ち、都市復興のマスタープランとなる「都市復興基本計画」の策定と公表を行ってまいります。

その後、市は、発災後6ヶ月以内に、復興都市計画事業の都市計画決定を行い、発災後6ヶ月以降の“第4段階”において、事業を推進してまいります。

都市計画審議会の委員の皆様におかれましては、震災等により大規模に被災した場合の復興の過程における役割について、あらかじめ、ご理解いただけますようお願いいたします。

最後に、④の被災後の取組、でございますが、先ほど若干説明しておりますが、碧南市におきましても、「震災復興検討地区カルテ作成要領(案)」に基づき、震災復興検討地区カルテの作成を進めているところであります。

以上で、震災復興都市計画について、の説明とさせていただきます。

○会長

説明が終わりました。

「震災復興都市計画について」何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○磯貝明彦委員

①の「震災復興都市計画とは」の真ん中の右端にある市街地を復興するため関係法令に基づいて建築制限を行いと文章がありますが、関係法令が何を示すのか分かれば教えていただきたいです。

○都市計画課長

基本的には、説明の中で建築制限とありましたが建築基準法と被災市街地復興特別措置法並びに都市計画決定の観点から言うと都市計画法になります。

○加藤厚雄委員

議事録に残ると思いますが、④で先ほど被災後と聞こえましたが、被災前の間違いですよね。

○都市計画課長

被災前の間違いでございます。申し訳ございません。

○鰐本達朗委員

④ですが震災復興都市計画と言うことで震災が起こった後の都市計画をどうしていくかなんですが、今どこまで進めていて、いつごろ目安に決めるのかを伺いたいです。

○都市計画課長

震災復興検討地区カルテの進め方ですが、平成 28 年度から検討を始めていまして要領の中で示されているのが、地区の抽出で一次選定と二次選定の 2 段階がございます。一次選定は、木防建ぺい率が 20% 以上又は、旧の耐震基準の建物棟数 50% 以上に該当する地区を抽出しています。この結果が、碧南市においては全体の約 72% が抽出されたという結果でございます。

今年度に入りまして二次選定を行っております。色々な判断項目が示されている中で市町村の考え方によって必要に応じて地区を絞り込む内容となっています。県が示された判断項目は、木防建ぺい率が 20% 以上かつ旧耐震基準の建物棟数 50% 以上であること、あるいは木防建ぺい率と旧耐震基準の建物棟数率が高い地域、の老朽木造建物棟数率が高い 50% くらい、狭隘道路、接道不良住宅が多い地区という提案がなされています。碧南市は、この基準でどう絞り込みをかけるか検討中です。今言った基準に該当する地区は、先ほど申した 72% が 237 地区で、何れかに該当する地区は 135 地区です。後は、どこを優先的にやるかを絞り込んで行く段階でございます。絞り込みが終った段階で次の力

ルテの作成に取り組んで行く。県の方からはまだスケジュール的な物は示されていません。来年度以降カルテの作成を順次進めて行くことになると思います。

○磯貝明彦委員

③のフローチャートを見ると県との連携のような感じがしますが、この場での都市計画審議会は、もし被災が起きた場合かなり重大な機関になることが分かりますが、県とのやり取りは、市の方から県へ伺いを立てて実際に震災の復興をするとなると、結局県の許可がいるということですか。どうゆう関係になるのか。市が単独で決めたことは、市が実施していいのか。

○都市計画課長

具体的な震災復興都市計画事業については、都市計画決定において県決定と市決定の権限の区分がございます。市決定で行える部分については市が主体となってやっていく。

○磯貝明彦委員

過去を見ると震災復興が、なかなか進まない市民の方は大変苦勞されているという状況でありますので市単独やれるべき事は、やっていくということですが、この場での都市計画審議会が、最終的な決定機関になりますので重大だと言う意見です。

○会長

このような計画を作るうえで、都市計画審議会で決定をするということで、災害がもし起こった場合はこの審議会が決定に係わることになっていきますので、ご質問等していただいて、納得をしていただきたいと思います。と思っています。

他にご質問もないようですので、その他の「震災復興都市計画について」を終了いたします。

その他、事務局から何かありますか。

○事務局

先日、文書にてご案内をさせていただきましたが、第3回碧南市都市計画審議会を年明けの2月6日（火）午後2時から開催いたしますので、ご予定くださいますようお願い申し上げます。

○会長

それでは、平成29年度第2回碧南市都市計画審議会を閉会といたします。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。

－ 閉会時間 午前10時30分 －